

1 はじめに

高校生活は、勉学への限らない情熱と明るく落ち着いた日常生活によってもたらされるものであることから、次の心得を守り、一人一人が自覚ある生活を心がけること。

2 一般的な心得

- (1) 集団秩序を乱す行為をしてはならないこと
- (2) 身分証明書は必ず携帯すること
- (3) 校舎や校具、物品は大切に使用すること
- (4) 生徒間の物品及び金銭の貸借又は贈与は慎むこと
- (5) 金銭及び物品の管理は個人の責任・管理のもとに徹底すること
- (6) 交通法規及び交通マナーを守り、自他の事故防止に努めること
- (7) 規則正しい生活を心がけ、健康管理に留意すること
- (8) アルバイト等の就労を行う場合は、届出をすること

3 校内生活についての心得

(1) 集 会

- ① 全校集会等があるときには、速やかに集合し、整列すること
- ② 列を乱したり私語をすることは厳に慎み、各自が身なりを整えること

(2) 礼 儀

- ① 場面や相手にふさわしい言葉遣いや礼儀を意識すること
- ② 土足は厳禁とし、指定の上靴を履くこと
- ③ 職員室に入る際はコート類は脱ぎ、ノック及び会釈をしてから入ること

(3) 授 業

- ① 始業時間までに登校し、授業の準備を済ませて教室で待機すること
- ② 欠席及び遅刻、早退の場合は、HR担任または教科担任に連絡すること
- ③ 授業を中断させるなどの妨害行為やそれに類する行為は絶対にしてはならないこと
- ④ 教室等への移動は速やかに行うこと

(4) 給 食

- ① 給食は所定の時間内で摂ること
- ② マナーを守り、教職員の指示に従うこと

1 自転車通学をする者は自転車通学届を提出し、次のことを守ること。

- (1) 自転車保険に加入すること(自転車通学許可の条件)
- (2) 自転車走行に関する交通法規を遵守すること
- (3) 整備・点検を心がけること(ライト、反射板等を含む)
- (4) 許可シールを張り、所定の場所に駐輪すること

2 自動車又はバイクで通学する者は許可願いを提出し、許可を得ること。

(1) 許可の条件

- ① 通学に際して交通機関の利便性が悪い場合
- ② 仕事の都合で必要と認められる場合
- ③ その他の事情で必要と認められる場合
- ④ 使用車両は車検を通ったものであること
- ⑤ 任意保険に加入していること

※ ④及び⑤については、車両通学許可願い提出時に確認できる書類のコピーを添付すること

(2) 許可を得た者は、次の事項を厳守すること。

- ① 交通法規を守り、常に安全運転を心がけること
- ② 車両の貸借は絶対にしないこと
- ③ 他の生徒を乗せないこと
- ④ 事故を起こした場合又は交通事故に巻き込まれた場合は、速やかに学校へ連絡すること。
- ⑤ 車両の違法な改造はしないこと
- ⑥ 学校敷地内では、車両の速度を十分に落とし、歩行している生徒の安全を確認・確保すること ※ 乱暴な運転は絶対にしないこと
- ⑦ 学校敷地内では許可証を掲示し、決められた場所に駐車すること
- ⑧ 上記①から⑦が守られない場合や、学校生活上何らかの支障が生じた場合は許可を取り消すこと